

平成29年

10月農業委員会総会議事録

■日時	2017年（平成29年）10月13日（金） 14:30 ~15:10	反訳：株式会社
■場所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者	<p>[農業委員] 計（14名）</p> <p>（敬称略） （議席順）</p> <p>1 西辻 達佳 2 井阪 正明 3 大谷 康之 4 山千代重榮 5 高橋 一隆 6 小林 修 7 横田 武 8 久保 安治 9 福本 敏行 10 飯阪 保 11 辻畑 忠紹 12 辻井 正昭 13 辻林 孝幸 14 友田 博文</p> <p>[欠席委員] 計（0名）</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>飯阪 陽次 西川 秀士 谷上 昇 丸鳩 清乃</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について</p> <p>議案第2号 相続税納税猶予適格者証明願いについて</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案書4号 （継続審査）和泉市農業振興地域整備計画の変更について</p> <p>報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから平成29年10月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>それでは、座らせていただきまして、議案に入らせていただきます。</p> <p>それでは、本日の出席委員数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会に出席されております委員さんは14名全員でございます。</p> <p>したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p>
会長	<p>それでは、井阪会長、議事進行をよろしく願います。</p> <p>本日の議事録署名人は、7番、横田武委員、10番、飯阪保委員様にお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>それでは、レジュメの1ページをお開きください。</p> <p>本日、御審議いただきますのは、第1号から第4号議案、そして報告事項が第1号から第3号でございます。よろしく願いをいたします。</p>

2ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について、農地所有権移転4件に関する申請を別表のとおり御審議をいただきます。

議案第1号、番号1、福瀬町の物件について、事務局から説明を願います。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は福瀬町で、地目は、畑1筆、面積は740平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は果樹栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から0.03キロメートル、徒歩で1分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺の農地に支障のないよう営農いたしますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の神倉推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、ミカン、梅、栗の栽培をしている農地であり、申請者の双方に現地立ち会いのもと意思確認したところ、譲渡人は申請地を譲渡する意思があり、譲受人は申請地で営農する意思を確認いたしましたので、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしの声をいただきましたので、許可することといたします。

続きまして、番号2、下宮の物件について御審議を賜りますが、この物件につきましては、友田委員が申請者の親族のためちょっと御退席をお願いしたいとかように思います。法律第31号の議事参与の制限により審議が終わるまでの退席ということになりますので、よろしく御承認をお願いいたします。

(友田委員退席)

それでは、下宮の物件について、事務局、説明願います。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は下宮町で、地目は、畑1筆、面積は204平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されており、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は譲受人の自宅から0.3キロメートル、軽トラックで約5分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用について周辺農地に支障のないよう使用しますとのことでした。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の飯阪委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は保全管理されている農地であり、申請者であります譲渡人及び譲受人双方に申請内容の確認をしたところ間違いはないとのことでありましたので、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

2番の物件について御意見を伺います。

異議ございませんか。

(異議なしの声)

ないようでございますので、許可することといたします。

(友田委員入室)

それでは、議案第1号、第3番、上代町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は上代町で、地目は、畑1筆、面積は122平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は譲受人の自宅から0.5キロメートル、軽四で3分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は80日で、3年3耕作を

行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、当該土地は北側が田、東側がため池、南側が休耕畑、西側が再生骨材のリサイクル工場に隣接している位置にあり、サツマイモなどの畑作を予定しており、耕作に際し農薬等で環境に悪影響を与えないよう営農するとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の清水推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は、保全管理されている農地であり、譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されております。譲受人は、申請地で大根、サツマイモを栽培する予定であることを確認し、申請どおり問題はありませぬ。許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上が申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これについて御意見を求めます。

異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案3番については許可することといたします。

続きまして、4番、坪井町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸嶋でございます。

議案書3ページ、4番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は坪井町で、地目は、畑1筆、面積は79平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は譲受人の自宅から10キロメートル、車で30分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機を保有しており、農業従事日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、営農するに当たり周辺地域に影響を与えないよう注意しますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の辻畑委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は、果樹栽培されている農地であり、申請者であります譲渡人及び譲受人双方に申請内容の確認をしたところ間違いはないとのことで

す。許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

御意見ございますか。

(異議なしの声)

異議なしの声をいただきました。異議なしと認め、4番の坪井町の物件については許可することといたします。

続きまして、4ページをお開きください。

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願2件に関する御審議をお願いいたします。

議案第2号、番号1、伏屋町の物件について事務局の説明を求めます。

事 務 局

事務局の丸鳩でございます。

議案書5ページ、1番について、説明させていただきます。

物件は、伏屋町2丁目で、地目は田1筆、畑1筆、合計2筆、面積は、合わせて971平方メートルでございます。

被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分については、議案書記載のとおりとなっております。

また、地区担当、横田委員と現地調査を行いましたところ、野菜栽培されており、営農していく意思を確認いたしました。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、1番の物件についてはこのとおり証明することといたします。

続きまして、2番、桑原町の物件について事務局の説明を求めます。

事 務 局

事務局の丸鳩でございます。

議案書5ページ、2番について、説明させていただきます。

物件は、桑原町で、地目は田2筆、面積は、合わせて1,203平方メートルでございます。

被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分については、議案書記載のとおりとなっております。

また、地区担当、高橋委員と現地調査を行いましたところ、保全管理されており、営農していく意思を確認いたしました。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、このとおり証明することといたします。

続きまして、6ページ、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画5件の御審議を賜ります。

議案第3号、1番、観音寺町の物件について説明をお願いいたします。

事 務 局

事務局の丸鳩でございます。

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件は、観音寺町で、地目は田、3筆、面積は、合わせて1,432平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻を栽培している農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の大谷委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、貸し手、借り手双方に確認いたしました申請どおり問題ないと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議ございませんか。

(異議なしの声)

ないとの御意見をいただきましたので、このとおり決定することといたします。

続きまして、2番、阪本町の物件について説明を願います。

事 務 局

事務局の丸鳩でございます。

議案書7ページ、2番について説明させていただきます。

物件は、阪本町で、地目は田、2筆、面積は、合わせて2,002平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻を栽培している農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、貸し手、借り手双方に確認いたしました申請どおり問題ないと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

御異議ございませんか。

はい、どうぞ。

14番 内容には問題ないですけれども、ちょっと教えてください。これ、新規と継続になって継続になってんやけれども、その面積は3万5,043平米になってるけれども、これ継続ということは、この中に今言われた面積は入ってるんですか、入ってないんですか。どうなんですか。

会 長 借りてるほうのことですね。事務局わかりますか。借り手のほうのことですね。

事務局 事務局の西川でございます。

継続の分につきましては、今回の分を継続するというので、現在の経営面積に当該面積を算入してございます。

以上でございます。

14番 わかりました。

会 長 ほかに御意見ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、このとおり決定いたすこととします。

続きまして、番号3、仏並町の物件を事務局から説明願います。

事務局 事務局の丸鳩でございます。

議案書7ページ、3番について説明させていただきます。

物件は、仏並町で、地目は畑、1筆、面積は2,447平方メートルでございます。貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書の記載のとおりでございます。

申請地は、果樹栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当、久保委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、ビワ、栗の栽培されている農地であり、貸し手に確認いたしました申請どおり問題ないと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議をよろしくお願いいたします。

事務局 事務局の説明が終わりました。

異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、このとおり決定することといたします。

続きまして、4番、5番につきましては、同一地区でございます。借り手が同一ということもございますので、一括提案とさせていただきます。

4番、坪井町の物件、5番、坪井町の物件、8ページです。

事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局の丸鳩でございます。

議案書7ページ、4番と、8ページ、5番について関連性がございますので一括で説明させていただきます。

物件は、坪井町で、地目は畑、3筆、面積は、合わせて3,457平方メートル、でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、保安全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当、辻畑委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、野菜栽培されており、貸し手に確認いたしましたが申請どおり問題ないと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長 事務局の説明が終わりました。

御異議ございませんか。

はい、どうぞ。

14番 内容に異議はございませんけれども、ちょっと教えてください。これ、みどり公社に貸すでしょう、そしたらここの土地の権利というんか、持ち主の権利というんか権限というんかね、私らが土地持ってたら、土地の持ち主ということで家を建てるときに調整区域やったら建てにくいんやけれども、それは建てられるとかいろいろあるんですけれども、融資を受けるときとか、そういう内容で土地の権利者の権利というのはどういう格好に、これ貸した場合はなるんですかね。今はもう問題なしになってるんですか、貸しても。それはみどり公社だけは貸しても別に問題ないけれども、一般

に普通に貸したらあかんとか、その辺の権利の問題はどないなんですか。

会 長
事務局 はい、事務局、説明願います。
事務局の西川でございます。

みどり公社が農家さんのほうから一旦借り受けまして、これが平成26年に中間管理事業というのが始まりまして、自分の農地を耕作できないから一旦、中間管理事業である公社のほうへ貸し付けを行うと。公社がその借り受けた土地を今度、登録の担い手さんに優先順位をつけて貸し付けるといふような流れになってございます。

今回は貸し手の農家さんから公社にかけるときについては、今回議案というような形で上がってきておりますけれども、最終的に担い手さんとマッチングができれば、配分計画というような形で、公社のほうから通知が来るといふような流れになってございます。

以上でございます。

会 長
14番 はい、どうぞ。
それはそれで配分計画はええんやけれども、農家の権利というのは残るんか残らへんのか。みどり公社に権利が行くのかな。

事務局
事務局の西川でございます。
所有権自身はもちろん農家さん……

14番
事務局 所有権はわかるよ。農業してる権利であるやんか。
利用権ですね。利用権は、これは公社のほうへ移ります。

14番
事務局 そうか。
移ります。

14番
事務局 そしたら、貸した人は全然なくなるわけやな。
そうですね。耕作できる農地はなくなります。

14番
事務局 例えばほかに何か求めようとしたときには、農家の権利はなくなるということやな。

事務局 基本的にはそうですけれども、ただ、例えば利用集積で公社に土地を貸し付けたときに、ほかでその方が、第3条で農地を取得したいとかという場合においては、これは特に農家資格ありやということで、それは問題ございません。

14番
事務局 そういうことになるんやな。わかりました。
はい。以上です。

3番
事務局 両方ともいけるん。
大丈夫です。

3番
事務局 借ったほうもいけるし。
借りてるほうは、当然自分で耕作やってるからそんだけ農家資格あるということですし、貸すほうも……

3番
事務局 2反しかなくて、1反を貸したと。ほたら借りた人が1反を買おうとするとやな、2反なかったら今買われへんやろ。それでもいけんか。
大丈夫です。

1 番 借りてるもんも、貸してるもんはいけんやな。
事務局 そうです。

4 番 せやから農家の資格は失わないということやな。
事務局 通常であれば、自分がようつくらんから誰かつくってくださいねとかいうことあるんですけれども、法的にはこういった形で貸し付けしても、自分は農家資格ありますので農地取得しようと思えばそれは法的には可能です。

14番 もう一つ、それはみどり公社とかこういうところへ出てくる分だけやね。一般的にそしたらあかんやな。

1 番 一般もいけんやのう。
事務局 事務局の西川でございます。
公社で貸してる分、利用集積で貸されてる分については、公社を通じても通じてなかったも権利はあるということでございます。
以上でございます。

4 番 要は闇があかんやな。
会長 正式に農業委員会を通して貸し借りをした分については資格も残りますよ、そういうふうに理解してよろしいですか。
事務局 はい。
会長 御理解いただけましたですか。
14番 はい。
会長 ほかに御意見ないようでございますので、異議なしと認めまして、4番、5番についてはこのとおり決定することといたします。
(農林課入場)

議案第4号に入ります。和泉農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年9月26日農令第45号)第3条の2の規定に基づき、和泉市長より和泉農業振興地域整備計画の変更について諮問されましたので、農業委員会の意見を求めるということについて御審議を賜ります。この件は、前回継続審議として保留させていただいたものですが、前回、質問や意見をいただいたことについて農林課より説明を求めます。そのために入場していただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

農林課、藤里さん。
農林課 農林課の藤里でございます。
前回の会議におきまして、御説明不足のところがございますことから、本日改めてお手元の資料のほうを作成させていただきました。よろしいでしょうか。こちらの位置図でございます。
資料をごらんいただきたいんですが、ちょうど右側の下の部分になります。赤枠で囲いましたところが全体の病院の職員の駐車場の予定地でございます。農用地除外の申請地は濃く赤で着色した部分となっております。ちょうど図面の右上の和泉中央線からグリーンで示させていただいた矢印が車両の出入り口となっております。

紫色の矢印につきましては、緊急車両の動線となっております。黄色の2カ所の矢印は、職員の動線となっております。

医療法人徳洲会におきましては、医師、看護師、医療技師など医療スタッフのための駐車場を病院の隣接地に確保する必要があります。病院の職員の駐車台数は250台以上必要でございます。関係機関に確認したところ、安全対策について車両の出入りや病院への進路の確保などは、支障なく万全を期しているとのことでございます。

また、計画地には、生産緑地が存在しないことや相続税の納税猶予等につきましても、該当がないことを確認しております。そのほか隣接の土地所有者全ての承諾も得ていること。また、担い手が農用地の利用集積の移行がないこと。また、地元水利組合等からも同意の書面をいただいていること。最後に、土地改良事業の実施がないこと。以上のことを確認いたしましたので、今回申請のありました農用地の除外は支障がないものであると判断したものでございます。

また、今後の農用地除外についての考え方につきましては、事業の必要性や確実性及び権利関係の担保などについて十分に調査した上で、法律に定められてます5要件の適合性について、農業委員さんのアドバイスをいただきながら地域の実情を踏まえた、慎重かつ柔軟な対応を行ってまいりたいと考えてございます。

以上、農林課からの御説明とさせていただきます。

会長 ただいま農林課からの説明をいただきました。9月の委員会における御意見については、ただいま農林課からの説明がありましたとおりでございまして、特に問題はなく、申請地の農用地除外は支障ないと確認できたことから、当該申請については農業委員会として除外はやむなしということで答申させていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは、そのように答申させていただきます。

農林課、御苦労さんでございました。退席してください。

(農林課退席)

続きまして、報告に入ります。

報告第1号、11ページをお開きください。

相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況2件については、別表のとおり確認するものとする。12ページを御参照ください。

報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用4件を専決により受理したので報告する。14ページを御参照ください。

続きまして、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転2件を専決に

より受理したので報告します。16ページをお開きください。御参照ください。
以上で、予定されました議案につきましては終了いたします。

閉会時間15時10分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員